

令和6年度 西伊豆町教育委員会第10回定例会議事録

- 1 開催日 令和7年3月18日(火) 午後1時30分から
- 2 場所 中央公民館 1階 講義室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員(職務代理)、眞野有吏委員、影山やえみ委員、長島宗紀委員
[事務局 朝倉通彰]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし

教育長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和6年度第10回の定例会を開催いたします。

まず、議事録の承認についてですが、令和7年2月12日開催の第9回定例会の議事録については、私と長島委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。(委員：全員異議なし)

教育長：ありがとうございました。

続きまして、今回の議事録署名委員ですが、眞野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(眞野委員：了解)

教育長：ありがとうございました。それでは、日程3の議題に入ります。

第26号議案「西伊豆町教育委員会評価委員会規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。お手元に西伊豆町附属機関条例という資料をお配りさせていただいております。26号議案、27号議案、28号議案、31号議案について関係しますので、先にこちらのほうから説明をさせていただきます。まず、西伊豆町附属機関条例というものがこの3月議会に上程され、可決をされたところでございます。この説明をしますと、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律または他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、本町が設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとするということでございます。これがどういうことかといいますと、その下のほうに地方自治法抜粋の3項のところに書いてございまして、普通地方公共団体は執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。という規定がございます。今までですね西伊豆町のこの附属機関というものが整理されておらず、諮問機関じゃないのに、附属機関になっていたりということがございました。そういった意味で整理をしたということでございます。この附属機関に属する委員会になりますと、委員報酬ということで報酬が支給されることとなります。また公務上の災害については公務災害の補償を受けるとこととなりますが、附属機関ではない委員会の場合というのは、報酬ではなくて謝礼というような形でお支払いするのが正しいという見解なんです。これがごちゃ混ぜになっていたということで、今回、総務課で、元々あった委員会等の112件を抽出しまして、その112件が附

属機関に該当するのかもしれないのかといった整理をしております。この附属機関条例の2ページ目からに記載している委員会とか協議会ですね。これが附属機関に属するものとして、整理をされたということでございます。その中の6ページ、7ページが教育委員会部局の委員会になりまして、西伊豆町教育委員会評価委員会、西伊豆町男女共同参画計画策定委員会、西伊豆町立文教施設等整備委員会の3つが附属機関に当たるということです。今までこちらは要綱で設置をされていたところを、条例または規則で定めるものということになりますので、今回、規則で制定をし直すというものになります。ですので、まず26号議案ですと、西伊豆町教育委員会評価委員会規則となっておりますけどこれは今まで要綱で定められていたものを、規則に正すということでございます。中身については、要綱の内容と変わっておりませんので、割愛させていただきますが、一応そういう趣旨で新たに制定するというものということでご認識をいただければと思います。以上です。

教育長：第26号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第26号議案「西伊豆町教育委員会評価委員会規則の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第26号議案は、可決されました。

続きまして日程4、第27号議案「西伊豆町男女共同参画計画策定委員会規則の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。こちら先ほど説明させていただいたとおり、附属機関条例に、ぶら下がっていて内容を要綱だったものを規則に変えたということございまして、第1条の趣旨以外は今までの要綱の内容と変わっていないということでございます。以上です。

高橋委員：策定委員会というのは、去年3月にやりましたよね。計画が委員会で決定しましたよね。それを今実施してるわけだけど、これからも続いていくんですかこの委員会は。

局長：続いていきます。5年間の計画が終わる前の年に、次の段階の策定に向けてやりますので、そのときにまた委員さんを委嘱して、やってもらうということになります。

高橋委員：だからこの規則も必要なんですね。分かりました。

教育長：第27号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第27号議案「西伊豆町男女共同参画計画策定委員会規則の制定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第27号議案は、可決されました。

続きまして日程5、第28号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。28号議案につきましても先ほどの附属機関条例にぶら下がってくるもの

になりますが、こちらは2ページをお願いします。新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案となっているものでございます。この第1条、現行が設置という表題をですね、右側の趣旨、第1条というふうに内容を変えるということで、西伊豆町附属機関条例第3条の規定に基づいてこの委員会を定めますよという趣旨に改正をさせていただくということです。第2条については、現行では委員会は最終的に町長からの諮問に応じて答申するものとするという所掌事項がうたってございますが、そもそもとして、西伊豆町附属機関設置条例において諮問をする機関ということですので、ここの第2条については、これを省いたということになります。第3条以降は、第2条がなくなりましたので、条ずれを起こして条文の繰上げということになります。内容については以上になります。これも中身はほとんど変わってございませんので、この変わった部分だけを改正するというところでございます。

教 育 長：第28号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第28号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部を改正する規則について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第28号議案は、可決されました。

続きまして日程6、第29号議案「西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

山本係長：資料を説明させていただきます。西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱い要綱の一部改正につきましては、現在ですね、車検証ですね、こちらが電子化されていたりとか、来年3月にはマイナンバーカードを利用したマイナ免許証の運用開始というものが計画されているということもございまして、このような流れを受けまして、こちらに掲載しております、別記様式というものがございまして、そちらの内容をですね記載を現状に合わせて改正させていただきたいものでございます。まず8ページと9ページをご覧くださいませでしょうか。こちらほとんど同じものとなっておりますが大変分かりにくいものとなっておりますが、運転者という項目がございまして、こちらの免許の種類という欄がございまして、こちらの変更更新の部分をご覧くださいませと分かりやすいんですが、別記1-1ですね。8ページのほうでは、免許証の写しのおりと記載されているところが、9ページのほうでは、免許証のおりと記載されておまして、画面とかですね、写しを取るのではなくて画面等で確認をするということを前提としたといえますか、対応できる形での記載方法とさせていただきます。またですね、11ページをご覧くださいませでしょうか。こちら11ページ、別紙ということで、西伊豆町は先ほど見ていただきました別記様式とこの別紙というものの2種類この様式が要綱上に掲載されていたんですけれども、ほかの賀茂地区のですね、市町の様式を確認したところ、別記様式と別紙というものを8ページと11ページですね、こちらが、1セット1種類

として掲載されているということが分かりました。今回学校のほうにも確認させていただいたんですけれども、この別紙という11ページの様式につきましては、8ページの2枚目として使用しているということだったものですから、今回の改正に合わせて、9ページから10ページのように、1種類、1ページ目と2ページ目という捉え方として、改正をさせていただきたいというふうに考えております。あわせまして、6ページのほうですね、こちらを見ていただきますと、第8条の第2項、第3項を削除させていただいておりますが、こちらも静岡県が発出しております、職員の交通事故、交通事犯の報告基準についてというものがちょっと少し前になるんですけども改正されて、令和5年に改正されていることが分かりましたので、こちらをあわせて2項と3項を削除させていただくというものになっております。ほかに細かな文言などの改正も一部しておりますが、4ページをご覧くださいますと、この要綱につきましては、令和7年4月1日から施行させていただくものとなっております。こちらの改正につきましては以上となります。

教 育 長：第29号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

高橋委員：この申請書というのは、年度当初に一緒に出していけば、そこで1年間は出さなくていいということでしょうか。

山本係長：学校現場で使用しているものであれなんですけれども、基本的には年度当初とかあるいは車を変えたときとかですね、異動してきたときに最初に登録しておけばいいものだと思うんですけども、車を変えたとかあるいは免許の更新をしたとかっていう場合に確認をするという形になっておりますね。車検証がアプリで読み取るような形で車検証って紙で渡されなかつたりすることもあるようです。そうしますと、読み取りアプリで読み取って画面で確認をするというような形になるようです。

高橋委員：一度出していけばもういいと。

山本係長：これからも使うのは9ページと10ページです。

教 育 長：これ、免許証の通りっていうことは、写しを提出じゃなくて、現物を校長が確認するってことだよな。

山本係長：これまた今後マイナ免許証とかになったらどういう感じになるか分からないので、また様式の変更をさせていただくということではあるんですけども今回についてはその部分だけということでした。

教 育 長：下の車検証のところは車検証の写しのとおりのままということ、これはコピーを出させるということ。

山本係長：取りあえずはコピーを出させるという。現状はコピーを出させるということですね。

長島委員：6ページのところ、割愛したその前のところを見ますと、報告するものっていうのが、しなくていいってことなんですか。

山本係長：しなくてもいいということではないんですけども。

長島委員：ほかにどこかで報告してるということですか。

山本係長：そうですね。はい。実際は教育委員会の報告はあるんですけども、はい。

教育長：これは賠償についての報告ということですか。

山本係長：事故の処理などで賠償についての報告ですねはい。改正前は事故の状況の報告になっておりますので、今この場だとちょっとほかの部分が出ていないので分かりにくくて申し訳ないです。

長島委員：やってるってことですね、これしなくていいってことではない。

山本係長：そうですねはい。

長島委員：分かりました。

教育長：交通事故の報告書は結構きちんと出してもらって、そして、この人が異動した場合は、異動先にそれもこんなのがやってるよっていうことを教えることになってます。

高橋委員：そっか。これって事故を起こした場合、教育委員会で面倒見るの。

山本係長：いえ。

高橋委員：結局個人だよな。任意保険の場合は、こういう保険にきなさいということですか。

山本係長：任意保険の場合には、1,000万円未満のものは使わせないよみたいな、出張とかそういったときには使わせないよっていうような、ちょっとここ省かれていますけど、そういった文言が。公務で使用する場合には、1,000万円以上にきなさいよというような記載がございます。

教育長：さっきの公務使用届のときに、保険がどれだけ入ってるかって書いてあるわけですね。そこで、保険ちゃんと入ってない人は使っちゃダメということになっていると。他にはよろしいでしょうか。

教育長：それでは、第29号議案「西伊豆町教育委員会自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第29号議案は、可決されました。

続きまして日程7、第30号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

山本係長：はい。では、第30号議案 西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について説明させていただきます。提案理由としましては、賀茂地区におきまして統一の学校処務規定の条文及び様式の見直しを行ったことにより、西伊豆町立学校処務規程の一部を改正したいものでございます。こちらの一部改正につきましては、毎年、賀茂地区におきまして合同で学校関係の例規の見直しを行っておるところでございますが、昨年4月に教職員の勤務時間の割り振り等に関する基準の運用というものが静岡県から発出されているものがございますけれども、こちらが改正されたことに従いまして、今回、学校処務規程の一部を改正

させていただくものとなっております。では、5ページをご覧くださいませでしょうか。こちら第17条に第4項としまして、校長は校務運営上の都合により臨時的に通常の勤務開始時刻及び終了時刻の変更を実施するときや、勤務時間帯の変更実施簿を作成し、当該職員に通知しなければならない。とされたという部分をですね追加して、関連して10ページ、こちら様式第42号となりますが、こちらを新たに作成し、追加させていただくものとなっております。こちらは、校務運営の都合により、勤務時間の長さを変えずに始業終業時刻を繰上げたり繰下げたりすることができる勤務時間帯の変更という制度が学校の中でございまして、運用を拡大するものでございます。続いて6ページから9ページでございます。こちらは、別表第3第4について改正するものでございますが、教職員がですね、私傷病におきまして特別休暇を申請する際に添付する書類について規定されておりますが、こちら静東教育事務所が発出しております、令和6年4月1日版、特別休暇及び休職等に係る手続についてという文書があるんですけども、こちらの内容に合わせて改正をしております。例えば、6ページと7ページですけども、添付する書類の部分がですね、区分1のところでは、特別休暇の状況ですね。こちらの表現です。書き方が1のところだと、初めて特別休暇を申請する場合においてその期間が一月以上90日以下のとき。と6ページではなっていますが、7ページでは超えないとき。とちょっと表現を変えさせていただいたりとかですね。あるいは、2のところでは、6ページでは、添付する書類の部分で、診断書が(様式第50号)となっておりますけども、7ページのほうでは、2の添付する書類で医師の診断書(任意様式)となっております。つまり、病院からもらってきた様式をそのまま使用できますよということになっておりますので、学校から様式を持って行かなかったからまた診断書ももらいに行かなければならない。そういうことがないような形でもらったものをもってそのまま使用できるような形で改正しております。4ページをご覧くださいませでしょうか。この規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。説明は以上になります。

教 育 長：第30号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

高橋委員：勤務時間の変更というのは今までなかった。

山本係長：元々は別の形で様式が規定されているんですけども、こちらはまた新たにこの様式も規定するというものでちょっと2種類ある感じですかね。

教 育 長：修学旅行なんかで、勤務時間普通4時半とかじゃないですか、修学旅行だと夜の8時までは勤務だよとかっていう話になるんですよ。例えば2月1日は修学旅行で、1時間早めて朝の7時から夜の8時まで勤務をするとかというふうに変えるときに、あなたはこういう勤務をなさいよっていうことを、校長が教員に示すんですよ。

高橋委員：そういう特定のことね。日頃の勤務時間じゃなくて。

教 育 長：そしてその代わり、2月2日の日は昼間10時までとかね、そこで勤務しなさい

よとかそういう。もう大体修学旅行関係ぐらいだよ。

山本係長：そうですね基本的には行事、運動会の準備とかもあるかもしれないですね。

高橋委員：私傷病で90日を超えない場合は、半年とか、メンタルとかああいう90日を超える場合はまた別なものが必要になるの。

山本係長：3が90日を超えた場合ということになるんですけども、90日を超えて更新する場合ということになります。

教育長：他によろしいですかね。それでは、第30号議案「西伊豆町立学校処務規程の一部を改正する規程について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第30号議案は、可決されました。

続きまして日程8、第31号議案「西伊豆町男女共同参画計画策定委員会設置要綱及び西伊豆町教育委員会評価委員会設置要綱を廃止する要綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。こちらは先ほど附属機関条例のほうで制定した評価委員会規則と男女共同参画の委員会の規則を制定しましたので、既存の要綱を廃止するというものでございます。以上です。

教育長：第31号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教育長：それでは、第31号議案「西伊豆町男女共同参画計画策定委員会設置要綱及び西伊豆町教育委員会評価委員会設置要綱を廃止する要綱について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教育長：挙手全員です。よって第31号議案は、可決されました。

続きまして日程9、第32号議案「令和7年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

局長：はい。4月1日付の人事異動が発表されました。教育委員会部局については4枚目ですね。4枚目に4月1日付の人事異動の内示が記載されております。その後ろに職員配置図がございますので、そちらと照らし合わせてご覧いただければと思いますが、今現在の山本係長が教育委員会からまちづくり戦略課まちづくり戦略係長に異動をします。その代わりに今、南伊豆地域清掃施設組合に派遣されている川口主幹が着任します。社会教育のほうの神谷係長が生活衛生係長ということで環境課へ異動、その代わりにまちづくり戦略課の係長の齋藤係長が社会教育係長で着任をしますということでございます。それから、園のほうの人事になりますが、土屋恵さんが今、松崎幼稚園に人事交流で行っておりますが、帰任して仁科認定こども園ということになります。それから現在、伊豆海認定こども園の高橋杏奈先生が仁科認定こども園へ、現在仁科認定こども園の岡田京子先生と平野瑠璃子先生が伊豆海認定こども園へ異動と。現在伊豆海認定こども園の藤井美帆先生が松崎幼稚園へ人事交流でいくということになります。それから米山先生が今松崎町から人事交流で来ていただい

すが、もう1年延長してということで、引き続き、人事交流で松崎町から来ていただくということになります。教育委員会の人事については以上となります。

教 育 長：第32号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第32号議案「令和7年4月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第32号議案は、可決されました。

続きまして日程10、第33号議案「令和7年度準要保護児童生徒の認定について」は、個人情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、日程10、第33号議は、秘密会といたします。

それでは、日程10、第33号議案の「令和7年度準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

山梨主事：～ 秘密会のため説明及び質問省略 ～

教 育 長：第33号議案の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。

教 育 長：それでは、第33号議案「令和7年度準要保護児童生徒の認定について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

教 育 長：挙手全員です。よって第33号議案は、可決されました。

教 育 長：以上で、秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

本日の議事案件は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年度第10回の定例会を終了します。

皆様、お疲れ様でした。